

保護者の皆様

調布市教育委員会
調布市立第三小学校
校長 辻 久恵

緊急事態宣言期間中における

調布市立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から調布市教育委員会並びに各小学校の取組に対し、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については「調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健全な学びの保障との両立に取り組んでいるところです。

令和3年1月4日東京都は、すでに感染状況がこれまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して20時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

この市の方針を踏まえ、本校は下記のように対応することといたします。全ては児童とご家族の健康とかけがえのない命を最優先にした結果であることをご理解いただき、引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 児童に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット
- ・ 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状がみられる場合は無理せず休養）
- ・ 登校時の健康チェック（登校前に検温、発熱等の症状が見られる場合は別室対応）
- ・ 教室等における密集の回避（可能な限り児童同士の間隔を1m以上確保）
- ・ 30分に1回以上換気し、換気時の防寒服の着用を可とする

(2) 学習活動について

- ・ 感染症対策講じても感染の可能性の高い学習活動は次の点に留意する。

<留意事項>

- ・ 合唱を行う際は、マスクを着用するとともに児童同士の間隔を十分に確保する。
- ・ 体育における身体接触を伴う活動については行わず、別の種目を行う。
- ・ 対面で操作したり顔を寄せ合い観察したりする実験や観察については、換気及びマスクの着用を徹底するとともに、大声で話をしない。
- ・ グループや少人数での話し合い活動については、児童の距離を確保するとともに対面に向かい合わないよう座席の配置等を工夫する。

(3) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ・ 児童は教室の前を向いて喫食し、会話は控える。
- ・ 休憩時間は、大人数、大声での会話、至近距離での会話は控える。

(4) 学校行事について

- ・ 校外学習等、不特定多数の人と接触するような活動は中止する。
- ・ 地域学習など、徒歩での移動による学校周辺の公園等での学習は行う。

(5) 放課後における感染症予防対策及び生活指導の徹底

- ・ 校内に滞在せず、放課後は速やかに下校する。
- ・ 不要不急の外出は控え、特に20時以降の外出は自粛するようにする。

- (6) 授業参観や作品展示会などによる保護者の学校の出入りについて
- ・原則、保護者の学校への出入りを中止する。
 - ただし、タブレット端末の貸与、進路指導等で必要な場合は、感染症対策を講じて実施可能とする。

3 家庭における感染症対策の依頼

- (1) 家庭における感染症予防策の徹底
- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット
 - ・毎朝の検温、健康観察
 - ・家族に何らかの症状がみられる場合は、児童を無理せず休養させる
 - ・家族、同居者等を含め、濃厚接触者となった方がいる場合は、検査結果が出るまで児童の登校を控えていただくとありがたい。
 - ・十分な換気
 - ・手が触れる場所などの消毒
 - ・タオルの共用を控える
 - ・20時以降の不要不急の外出は避ける
 - ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
 - ・買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限にする
 - ・体調が悪い方、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
 - ・同居している家族についても、会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。
- (2) 欠席する場合の連絡方法
- ・これまで通り、連絡帳や電話、メールで報告する。
 - 電話は8時以降、メールは8時20分までとする。

4 教職員等の健康管理等の徹底

- (1) 教育活動を行う際の感染症予防策の徹底
- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
 - ・毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
 - ・出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
 - ・委託事業者に対しての健康管理チェックの徹底
- (2) 校内の衛生管理の徹底
- ・教室等の換気の励行
 - ・ドアノブ、水道蛇口等共用部分の消毒（児童下校後、毎日実施）
 - ・来校者の健康チェックや手指消毒液の設置
- (3) 昼食（給食も含む）や休憩時間における感染症予防策の徹底
- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する
 - ・大人数での喫食は避けるとともに、対面しての喫食は避け、会話は控える
 - ・休憩時間は、大人数、大声での会話、至近距離での会話は控える
- (4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底
- ・20時以降の不要不急の外出は避ける
 - ・不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する
 - ・教職員本人、家族、同居者等を含め、体調不良等の症状がみられる場合は、管理職に報告し、無理せず休養する。

5 その他

- (1) 学校からの連絡について
- ・近隣保育園、幼稚園での休園の情報が保護者の方から入ります。情報提供をありがとうございます。本校在籍児童、在籍教職員の陽性が確認された場合には、安心安全メールでお知らせします。どうぞご家庭での感染症予防対策の徹底のご協力をお願いいたします。

(2) ZOOM、YouTube の使用について

- ・ ZOOM については、市教委から許可されている回線が 3 回線と限られています。ZOOM 保護者会では、ご不便を感じられた方もいたようです。限られた中での開催だったこと、ご承知おきください。
- ・ YouTube 配信については、教職員が撮影したものを編集して配信したいのですが、学校 PC に動画編集ソフトが組み込まれていない状況です。校内でできる範囲の工夫をして配信していますが、厳しいご意見もいただいている現状です。申し訳ありません。

(3) 一人一台タブレットについて

- ・ 一人一台タブレットが実現すると、今後、G Suite for Education を使用できるようになります。そうすると、各クラスでできることも増えることになります。引き渡された際、タブレットと同封されている「児童用 iPad 保護者用ガイドブック」をお読みいただき、2 月初旬には使用開始できるよう、ご準備を進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

(4) 体育の授業について

- ・ 体育着の上にトレーナーなどの動きやすい服を着て活動することを可能とする。ただし、フード付き、ジッパー付き、セーターなどの着用は、怪我などの可能性が高まるため禁止とする。そのトレーナーなどは体育専用に準備したものとする。
- ・ 体育着の下に長袖のアンダーシャツ、短パンの下に履くスパッツも着用可能とする。ただし、着用する場合は、トレーナー等と同様に体育専用として扱いたい。体育の授業後に着替えることを推奨する。